

令和3年12月21日

関係者各位

中央区福祉保健部介護保険課長  
平川 康行

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険住宅改修、特定福祉用具購入及び高齢者住宅設備改善給付の取り扱いへの影響について（情報提供）

日頃より、本区の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、介護保険住宅改修、特定福祉用具購入及び高齢者住宅設備改善給付の支給対象となる一部の商品（例：浴槽、家具調ポータブルトイレ、シャワーチェア等）について、新型コロナウイルス感染症による海外での生産と物流の滞りのため供給に影響が出ており、今後とも影響の拡大が懸念されます。

介護保険サービス事業所におかれましては、手続きの際には影響を踏まえた取り扱いをよろしくお願いいたします。

**【問合わせ先】**

中央区福祉保健部介護保険課  
事業者支援給付係  
電話：3546-5378（直通）